



覚書

空機第128号

郵電航第47号

平成8年2月6日

運輸省航空局長

黒野匡

郵政省電気通信局長

五十嵐三津雄



第136回国会に提出予定の航空法の一部を改正する法律案に関し、運輸省と郵政省は、航空機に搭載される無線通信機器又は航空機に搭載されるもので電波法の適用を受ける無線局の無線設備について、下記のとおり了解し、覚書を交換する。

記

昭和27年9月16日付け運輸省航空局長と郵政省電波監理局長の覚書及び昭和44年3月18日付け運輸省航空局長と郵政省電波監理局長の覚書は、今回の措置による航空法の改正後においてもなお有効に存続することを確認するとともに、その趣旨を尊重し、次の事項を確認するものとする。

なお、1、2及び5については、今回の航空法改正に伴う運輸省令の改正（平成8年度末目途）に併せて措置するものとする。

- 1 運輸省は、航空法第3章の規定により規律監督する無線通信機器は、電波法の適用を受ける無線局の無線設備以外の無線通信機器に限る旨を明示する見地から、運輸省令を改めること。
- 2 運輸省は、航空法第17条第1項の装備品を定める運輸省令（予備品証明の対象）から、電波法の適用を受ける無線局の無線設備を削除すること。

3 運輸省は、無線通信機器に関し改正後の航空法第10条第4項第1号及び航空法第17条第1項の運輸省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ郵政省と合意すること。

4 運輸省は、改正後の航空法第20条第1項の運輸省令^{35条}を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ郵政省と協議すること。

5 運輸省は、電波法の適用を受ける無線局の無線設備に関して定められている通達等を廃止すること。

6 上記1、2及び5の措置を行うにあたって、運輸省及び郵政省は、協力するものとし、相互に必要な協議を行うものとする。



郵政省との覚書について

I. 経緯

昭和27年覚書（航空局長・電波監理局長間）

二重行政による弊を避けるため、できるだけ協力することとし、航空法及び電波法の運用について、次のように了解する

1. 指定無線通信機器（当時航空法第20条^註）の範囲は、電波法による無線局の無線設備以外のものとし、今後航法の用に供されるもの（DME、機上レーダー等）についてはその都度協議すること
2. 指定無線通信機器の技術基準及び電波法の技術基準は、相互に重複し、背馳しないよう規定すること
- 3～7（航空法第3章以外の規定関係）
8. 関係する命令を制改廃する場合は、あらかじめ相互に協議すること

（註）当時、耐空証明とは別に、省令で定める指定無線通信機器（当初、方向探知機のみ、昭和36年にVOR受信装置、ローカライザー受信装置等を追加）については、別途1年ごとに国の検査を受けることが義務づけられていた

また、予備品証明の対象には、指定無線通信機器は含まれていなかった。

昭和44年覚書（航空局長・電波監理局長間）

許認可整理に関する法案による航空法の一部改正（指定無線通信機器に関する規定の削除）に関し、昭和27年覚書が有効に存続することを確認

ただし、同覚書の1項及び2項については、その趣旨を尊重し、次の事項に関し速やかに修正を行うこと

1. 航空法第3章の規律監督の対象となる無線機器は、当時の指定無線通信機器の範囲に限ること

この場合、電波法による無線局の無線設備以外の機器であって航法の用に供されるものについては、その都度協議すること

2. 前項の無線機器に関する事項（検査内容、技術基準等）を制改廃するときは、両省においてあらかじめ協議すること

（註）昭和45年の法改正（指定無線通信機器関係規定の削除）に伴い、航空法第17条第1項の装備品（予備品証明の対象）に、指定無線通信機器に含まれていた無線通信機器（方向探知機、VOR受信装置、ローカライザー受信装置等）を追加

昭和50年航空法施行規則改正

航空法第17条第1項の装備品（予備品証明の対象）に機上DME装置、機上タカン装置、航空交通管制自動応答装置、気象レーダー及びドプラーレーダー装置を追加
その際、郵政省に事前協議したが、同意が得られないまま改正した。

平成7年航空法施行規則改正

航空法第17条第1項の装備品（予備品証明の対象）に航空機衝突防止装置を追加したが、その際郵政省への協議は行わなかった。(注)

(注)航空機衝突防止装置のうち、電波を発射する装置は航空交通管制自動応答装置を兼ねており、当方はすでに予備品証明の対象に含まれているため、協議は不要と解釈)

II. 今次の法改正に際しての郵政省の主張

次の内容の覚書を締結することを要求

「航空機の無線通信機器又は電波法の適用を受ける無線局の無線設備に関して上記覚書の有効性を確認するとともに、

1. 航空法第3章の規律監督の対象は電波法の適用を受ける無線局の無線設備以外のものに限る旨を明示する見地から、運輸省令を改正すること
2. 航空法第17条第1項の装備品（予備品証明の対象）を定める運輸省令から、電波法の適用を受ける無線局の無線設備（機上DME装置、機上タカン装置、航空交通管制自動応答装置、気象レーダー、ドプラーレーダー装置及び航空機衝突防止装置）を削除すること
3. 航空法第10条第4項第1号及び第17条第1項の運輸省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ郵政省と合意すること
4. 第20条第1項の認定事業場の基準を定める運輸省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ郵政省と協議すること。
5. 電波法の適用を受ける無線局の無線設備に関して定められている通達等を廃止すること
6. 上記1、2及び5の措置を行うに当たって、運輸省及び郵政省は、協力するものとし、相互に必要な協議を行うこと」